

カナダ向け輸出水生動物の衛生証明書発行に関する取扱いについて

令和4年7月8日制定

第1 趣旨

カナダにおける輸入検疫強化に伴い、平成24年12月10日からカナダに輸出される日本産水生動物のうち、カナダ食品検査庁(CFIA)が提示したリストに記載された魚種(内臓・エラが除去されたものは除く。以下同じ。)については、衛生証明書の添付が必要となった。

このため、一定の要件が満たされることを条件に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第5条に基づく「カナダ向け輸出水産動物等の取扱要綱」に定めるもののほか、岩手県(以下「県」という。)が衛生証明書を発行する手続について定めるものである。

第2 対象とする水生動物

県が衛生証明書発行の対象とする水生動物は、次の(1)から(3)の全ての要件を満たすものとする。

- (1) カナダ食品検査庁(CFIA)が提示したリストに記載された魚種のうち、餌料用天然マサバ(生鮮・冷蔵・冷凍)。ただし、活魚を除く。
- (2) 岩手県内で水揚げされたもの又は岩手県内の加工施設で加工されたもの。
- (3) 国が承認した検査機関において、カナダ側が指示する方法で検査を実施し、病変が認められないことが確認されているもの。

※ 検査機関については、[農林水産省ウェブサイト](#)で確認してください。

第3 申請手続

1 衛生証明書の発行を希望する者は、以下の(1)から(6)に掲げる書類等を県に提出する。なお、書類等の提出は、原則として証明書の発行を希望する日の15日前までに行うものとする。

- (1) カナダ向け輸出水生動物衛生証明書発行申請書(別記様式)
- (2) インボイス及び輸入許可証、船荷証券(発行されている場合)の写し
- (3) 輸出品の水揚日や水揚港が確認できる書類(納品書の写し等)
- (4) 最終加工地(生産施設)の所在が確認できる書類(営業許可証の写し等)
- (5) 国が承認した検査機関が行った検査結果を示す書類の写し
- (6) 輸出魚の種類及び申請書の「2. 誓約事項」の(2)から(4)が確認できる写真

2 申請書1枚目の上部余白部には、岩手県手数料条例に定める額の岩手県収入証紙を貼付するものとする。

3 県は、提出のあった書類等の内容を確認し、申請内容に問題がないと認められると

きは、衛生証明書に署名及び押印等の上、申請者に衛生証明書を交付する。なお、書類等の審査の結果、必要に応じ荷口確認を行うことがある。

担当

岩手県農林水産部 水産振興課 振興担当

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

電話番号：019-629-5817

ファクス：019-629-5824